

環境・エネルギー先進技術の万博発信コンテンツ作成業務仕様書

1. 委託業務名

環境・エネルギー先進技術の万博発信コンテンツ作成業務

2. 目的及び業務概要

事業者による環境・エネルギー先進技術の研究・開発意欲を促進させるため、「パリ協定」、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」といった長期目標に加え、2050年の府域におけるCO2排出量実質ゼロの達成に資する環境・エネルギー先進技術の普及シナリオや技術が普及した未来社会の構想を、万博会場内外で動画等により効果的に発信するコンテンツを作成する。また、脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業を紹介するWEBサイトを主とした広報（WEBサイト、SNS、チラシ、ポスター等）に使用する写真、イラスト、バナー等の素材を制作する。

3. 契約期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金曜日）まで

4. 委託上限額

7,180,000円（税込）

※本事業を実施するすべての経費を含む。

5. 事業内容及び提案を求める事項

本事業で実施する業務は、次の（1）及び（2）とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府（以下「発注者」という。）と十分に協議・調整をすること。

（1）環境・エネルギー先進技術の普及シナリオや技術が普及した未来社会の構想を、万博会場内外で動画等により効果的に発信するコンテンツの企画・制作。

① コンテンツは、「令和4年度環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発業務」調査結果に基づき、環境・エネルギー先進技術の普及シナリオや、環境・エネルギー先進技術が普及した未来社会の構想を、万博会場内外で効果的に発信するものとし、次に示す内容が伝わるようにすること。なお、アはそれぞれのコンテンツで異なる内容とするが、イはアとの整合性を考慮したうえで共通の内容としてもよい。

ア 特に大阪府域で優先的に、面的に取り組んでいくことで環境課題の解決につながると想定される技術分野

イ 環境・エネルギー先進技術が普及した未来社会

② コンテンツは再生時間のうち3分の2程度を①アの解説にあて、残る再生時間を①イの解説にあてること。

③ コンテンツは次の通り個別のテーマごとに、再生時間が異なる動画2点を1セットとして作成する。

ア 「令和4年度環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発業務」調査結果に基づき、大阪の脱炭素実現に向けた技術が実現した未来社会を描いたコンテンツを作成する。なお、メタネーション、水素発電、デマンドレスポンスは優先的に紹介することとする。また、当該コンテンツの短縮版として再生時間15秒のコンテンツを作成する。

イ 「令和4年度環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発業務」調査結果に基づき、大阪の海洋プラスチックごみ削減に向けた技術が実現した未来社会を描いたコンテンツを作成する。なお、生分解性プラスチック、マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルは優先的に紹介す

ることとする。また、当該コンテンツの短縮版として再生時間 15 秒のコンテンツを作成する。

- ④ コンテンツは次の通り納品することとする。
- ア ③アに基づくコンテンツ 3 セット以上、③イに基づくコンテンツ 2 セット以上。
- イ ③に基づき作成したすべてのコンテンツを連結したもの。
- ⑤ 環境・エネルギー先進技術の普及シナリオや、環境・エネルギー先進技術が普及した未来社会の構想を広く伝えるための PR コンテンツであることから、制作に当たっては、映像や音声だけでなく字幕等の文字情報（日本語・英語版）により内容が理解できる構成とすること。字幕等の文字情報については、映像との調和を考え、デザインについて工夫すること。
- ⑥ コンテンツは、万博会場内のモニター及び会場外の民間施設のモニターやサイネージでの放映を想定したものとする。
- ⑦ コンテンツは、大阪府の環境関連コンテンツに誘導するものとなること。
- ⑧ コンテンツの作成にあたっては、発注者と協議を行い、内容や時間を決定し、シナリオを作成した上で、制作を行うこと。
- ⑨ 受注者及び他者が保有する資料映像や静止画を用いても良い。他者が保有するものを使用する場合は、「(4) ②著作権及び使用料等について」の項目に従うこと。発注者が保有する写真等が必要な場合は具体的な用途等を示して申し出ること。
- ⑩ コンテンツの内容や表現については、環境・エネルギー先進技術等について専門的な知見を有する者から助言を求め、その結果を反映すること。

(提案を求める内容)

(1) コンテンツの企画・制作について

- ・コンテンツの内容（全体構成、デザインイメージ、シナリオの概要、BGM や音響効果等）を提案すること。

※ 提案にあたっての留意事項

- ・コンテンツは、専門知識を持たない府民が環境・エネルギー先進技術について理解できるよう工夫すること。
- ・コンテンツは、音声がない状態でも字幕などで内容が伝わるようにすること。
- ・コンテンツは、「令和 4 年度環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発業務」調査結果（事業者向け冊子、府民向けリーフレット）に基づいて環境・エネルギー先進技術、および環境・エネルギー先進技術が普及した未来社会を解説すること。
- ・コンテンツは、可能な限り多くの環境・エネルギー先進技術について解説するものとする
- こと。
- ・コンテンツは、広報戦略を立案したうえで、万博会場内のモニター及び会場外の民間施設のモニターやサイネージでの放映を想定したものとする
- こと。

(2) 過去の実績について

- ・類似のコンテンツ制作を行った実績（過去 3 年）があれば記載すること。
- （コンテンツの広報に係るリーフレット等があれば添付すること）

(3) 費用について

- ・本業務に要する費用について、内訳を含め記載すること。

(2) 脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業を紹介する WEB サイトを主とした広報（WEB サイト、SNS、チラシ、ポスター等）に使用する写真、イラスト、バナー等の素材制作

- ① 素材は、大阪府ホームページのほか、様々な広報（WEB サイト、SNS、チラシ、ポスター等）で使用できる汎用性のあるものとする。
- ② 素材は、脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業についての解説・紹介の補助となること。
- ③ 素材は、「令和4年度環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発業務」調査結果に基づき、大阪府域での脱炭素実現及び海洋プラスチックごみ削減に貢献する環境・エネルギー先進技術の普及シナリオや、環境・エネルギー先進技術が普及した未来社会の構想を発信すること。
- ④ 素材は、脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業について、専門知識を持たない府民が理解し、関心を持つものとなるよう、素材の内容を工夫すること。
- ⑤ 素材の作成にあたっては、発注者と協議を行い、制作を行うこと。
- ⑥ 受注者及び他者が保有する静止画等を用いても良い。他者が保有するものを使用する場合は、「(4) ②著作権及び使用料等について」の項目に従うこと。発注者が保有する写真等が必要な場合は具体的な用途等を示して申し出ること。
- ⑦ 素材の内容や表現については、環境・エネルギー先進技術等について専門的な知見を有する者から助言を求め、その結果を反映すること。

(提案を求める内容)

(1) WEB サイトを主とした広報に使用する素材の制作について

- ・素材の内容（デザインイメージ等）を提案すること。

※ 提案にあたっての留意事項

- ・大阪府ホームページのほか、様々な広報（WEB サイト、SNS、チラシ、ポスター等）で使用できる汎用性のあるものとする。
- ・脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業についての解説・紹介の補助となること。
- ・「令和4年度環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発業務」調査結果（事業者向け冊子、府民向けリーフレット）に基づき、大阪府域での脱炭素実現及び海洋プラスチックごみ削減に貢献する環境・エネルギー先進技術の普及シナリオや、環境・エネルギー先進技術が普及した未来社会の構想を発信すること。
- ・脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業について、専門知識を持たない府民が理解し、関心を持つよう、素材の内容を工夫すること。

(2) 過去の実績について

- ・類似の素材制作を行った実績（過去3年）があれば記載すること。

(3) 費用について

- ・本業務に要する費用について、内訳を含め記載すること。

(3) 業務進行予定及び体制等の策定

- ① 計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、事前に発注者と協議すること。
- ② スケジュールの進捗状況を、発注者が随時確認可能な業務体制とし、窓口となる担当者を定めること。
- ③ 完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。定期的に（1か月に1回以上）、本業務の実施状況について記載した書面及び試作映像を提出し、発注者に報告するほか、動画の作成過程の節目（シナリオ完成時等）においても、発注者にその内容について、報告すること。

(提案を求める内容)

- ・事業全体のスケジュール及び業務ごとのスケジュールについて、表形式で提案すること。
- ・動画制作の体制・配置人員を提案すること。
- ・事業全体を総括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職、業務実績等）すること。また、未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。

※ 提案にあたっての留意事項

- ・事業の運営体制及び配置人員等が具体的に提示されているか。
- ・無理なく実施できるスケジュールが示されているか。

(4) 事業全体に係る留意点

- ① 物品等の購入について
業務に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針 (<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>) に適合するものであること。
- ② 著作権及び使用料等について
 - ・本事業における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含むものとする。
 - ・本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、発注者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権及び使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
 - ・本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
 - ・成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。
 - ・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
 - ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- ③ 施設の利用料等について
 - ・施設等での撮影にあたっては施設等管理者との協議の上、利用料等が発生する場合は、委託金額内に含むものとする。
- ④ 学識者等への謝金の支払い等について

- ・動画の作成にあたり、助言を求めた学識者への謝金の支払い等を行うこと。
 - ・助言を求める学識者の選定にあたっては、発注者と事前に協議を行うこと。
- ⑤ 個人情報の保護について
- ・本事業で制作する動画は公表を前提とするため、個人情報の保護その他法令順守に十分配慮して制作すること。

6. 納品

(1) 納品物

- ① 実績報告書（事業の詳細な実施状況が確認できるものとする。）
- ② 制作に用いた映像等の著作権に係る契約書類
- ③ 完成品 一式

(2) 納品形式

- ① 文書形式のものは、印刷物（納品：1部）及び電子データにて納品すること。
映像や静止画形式のものは、電子データにて納品すること。
電子データはDVD-Rに格納の上、各メディアの盤面及びケースには、格納データに関する内容を表記すること。（納品：1枚）
- ② 文書形式の電子データはMicrosoft社のWord形式、映像はMP4形式、静止画についてはPNG形式とすること。
- ③ ホームページをはじめ各種媒体で本電子データを利用する可能性があるため、必要に応じ発注者が指定する上記以外のデータ形式への変換を依頼する場合がある。

(3) 納品場所

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府庁咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階
大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 戦略企画グループ

7. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

1 再委託の承認

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

2 承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1) の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。
- (5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。
- (6) 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。
- (7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

8. 委託事業の運営

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

9. その他

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) 発注者から受託者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求められることがあるので、速やかに対応すること。
- (3) 本委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行する。
- (4) 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

(参考) 環境・エネルギー先進技術の例

- (1) 脱炭素技術
 - ・次世代エネルギー
 - 水素製造

- 水素利用を拡大する技術
- メタネーション
- 水素・アンモニア発電
- ・次世代ネットワーク構築
 - デマンドレスポンス・バーチャルパワープラント
 - 調整力（系統用蓄電池・水電解装置）
- (2) 海洋プラスチックごみ対策技術
 - ・海洋プラスチックごみ対策
 - 発生源の把握・分析
 - 生分解性プラスチックへの代替
 - マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル

【参考資料】

他者が保有するものを使用する場合は、「(4) ②著作権及び使用料等について」の項目に従うこと。発注者が保有する写真等が必要な場合は具体的な用途等を示して申し出ること。

- ・「令和4年度環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発業務」調査結果について
<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/kankyogijutsu/r4result.html>
- ・「大阪の未来のためにできること 私たちの暮らしを変える環境・エネルギー先進技術」（「令和4年度環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発業務」調査結果に基づく府民向けリーフレット）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/44690/00445984/fumin.pdf>
- ・「事業者のための環境・エネルギー先進技術ハンドブック 大阪における脱炭素・海洋プラスチック対策技術普及の方向性（全体版）」（「令和4年度環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発業務」調査結果に基づく事業者向け冊子）
https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/44690/00445984/handbook_zentai.pdf
- ・海洋プラスチックごみ対策
<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/kaiyoplastic/index.html>
- ・おおさかプラスチックごみゼロ宣言
<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/kaiyoplastic/puragomizero.html>
- ・令和5年度脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業の公募について
https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/kankyogijutsu/datsutanso_senshin.html